

京都市美術館美術品評価会議開催要項

(目的)

第1条 京都市美術品適正購入会議開催要綱第6条に基づき、美術品の適正な取得のため、京都市美術館美術品評価会議を開催する。

(所掌事務)

第2条 京都市美術館美術品評価会議委員（以下「委員」という。）は、京都市美術館長（以下「館長」という。）の求めに応じ、美術品の評価を行う。

(定数)

第3条 委員の定数は3名以上5名以内とする。

(委員の依頼)

第4条 館長は、美術品の取得を行おうとするときは、美術品の評価について見識のある者のうちから委員を依頼し、当該美術品の評価について意見を求めるものとする。

(評価)

第5条 委員は、美術品の評価を行い、その結果を文書で館長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員に関する庶務は、美術館で行う。

(細則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則 この要項は、平成25年11月15日から施行する。